

令和 7 年 7 月 2 日付 直監告示第 17 号により公表した監査の結果について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、直方市長から次のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和 7 年 8 月 1 日

直方市監査委員 大 場 亨
直方市監査委員 中 西 省 三

上下水道・環境部 水道管理課および水道施設課（水道事業会計）定期監査指摘事項措置状況報告

	指摘の内容	監査委員意見	講じた措置	完了(予定)時期
財務事務について	「直水管第 000020-001 号：水道法に基づく水質検査業務の入札結果報告」について、入札書の記載事項が不明なとき又は入札書に記名押印のないときは、その入札は無効とするとされているが、当該入札において入札書に入札者の記名押印がなく、無効となるところ無効の事務処理がなされていない。	直方市契約規則第 11 条第 4 号では入札書の記載事項が不明なとき又は入札書に記名押印のないときは、その入札は無効とするとされているが、1 者での落札としている。当該入札においては 2 者応札の内、1 者の入札書に入札者の記名押印がないため不調とし、再入札が困難な場合は、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 8 号による随意契約とすべきものと思われることから、適切な処理をされたい。	「直水管第 000020-001 号：入札結果報告」についての問題は、委任状が提出された「入札書」に、本来必要な代理人の氏名・押印の記載がないものです。委任状提出による代理人の入札は多く、開札時に代理人の記名・押印のないときは、その都度記入をするよう指導し、記名・押印させていますが、今回の件は確認もれです。今後は、開札時のみだけでなく、入札書の投函前に、委任状提出者は代理人の記名・押印の漏れがないか通告後、入札書の投函するように入札時の対応を改めました。	令和 7 年 7 月
	備品管理について、カメラ、アタッシュケースや機器において備品票(備品シール)の貼付がないものが一部見受けられた。 また、「ポータブル残塩計」について、貸出しているが物品の貸出手続がなされていなかった。	直方市財務規則に則して適切に処理されたい。	備品票(備品シール)の貼付がないものの、貸出物品の貸出手続がなされていない問題については、直方市財務規則に則して、(様式)物品借受申込書、物品借用書、物品借用簿を各係に備えて貸出手続き漏れを記載するとともに、備品票(備品シール)の貼付漏れを解消します。	令和 7 年 8 月完了 (予定)
	資機材の購入費に関して、平成 27 年度から令和 5 年度について未払いが確認され、債権者との協議により令和 4 年度及び令和 5 年度の未請求分についてあらためて契約書を交わし、令和 6 年度予算で精算している。 また、たな卸資産以外の資機材が貯蔵品保管庫に保管され、出納管理が行われていないことが確認された。	未払いが生じた原因は、業者が請求しなかったこともあるが、直方市水道事業会計規程(第 70 条外)及び直方市水道事業の契約に関する規程で定める直方市契約規則等の規定に則した処理を適切に行っていないことによるものである。貯蔵品を含む資機材の購入及び工事用及び維持作業用の材料並びに撤去品等にあたっては、直方市水道事業会計規程(第 70 条外)及び直方市水道事業の契約に関する規程で定める直方市契約規則等の規定に則った適切な処理が行われたい。	資機材の購入に関する問題については、令和 6 年度までの精算を行うとともに、支払事務研修を水道事業内で行いました。また、業者の未請求・管理体制にも改善要望を行うため、納入業者の本社を訪れ、代表者及び経理責任者にも納品後に納品書の発行及び速やかな請求を要望し、適切に処理を行っているところです。 たな卸資産以外の資機材が貯蔵品保管庫に保管され、出納管理が行われていないことは、直方市水道事業会計規程(第 70 条外)及び直方市水道事業の契約に関する規程で定める直方市契約規則等の規定に則った適切な処理に改めるため、水道事業内で協議を進めています。	令和 7 年 7 月 令和 8 年 3 月完了 (予定)

財務事務について	「No.000080-000:公共工事積算システムソフトウェア賃貸借」及び「No.000079-000:公共工事積算システム賃貸借」について、請求書の請求年月日の欄が未記入となっている。 また、「No.001493-000:令和6年度上水道マッピングシステム保守点検委託3月分」について、請求書に押印・署名が無く、発行責任及び担当者の記載もない。	令和6年度版財務・会計ハンドブックでは、『押印又は署名がない場合は、代表者、担当者の連絡先等を記載すること。』『事業者独自様式の請求書に限り、「事業者名及び適格請求書発行事業者登録番号」の記載がある場合は「発行責任及び担当者」、「押印又は署名」の記載等をいずれも省略することができる』とある。本件の請求書の様式は市が指定する様式であるため、押印又は署名がない場合は、「発行責任及び担当者」の記載が必要であることから、適切に処理されたい。	No.000080、No.000079、No.001493 請求書の請求年月日の欄が未記入、請求書に押印・署名が無く、発行責任及び担当者の未記載については、訂正済みです。押印又は署名がない場合は、「発行責任及び担当者」の記載漏れがないかの確認を、職員に周知・徹底しました。	令和7年7月
	「No.6-000329-00:感田東ポンプ場バイパス管敷設工事(3,823,600円)」及び「No.6-000170-00:4月分市内配水及び給水修繕工事(6,304,100円)」外11件について、水道事業事務専決及び代決規程では、1件50万円以上の起工何を要する修繕料で1件200万円以上は市長専決であるところ、課長決裁となっている。 「浄水施設電気設備修繕工事(999,790円)」の「直水管第000058-001号:契約締結」については、支出負担行為が部長決裁であり、かつ1件1,000万円未満は部長決裁であるところ、課長決裁となっている。	他にも同様の決裁区分の誤りが散見されるため、水道事業事務専決及び代決規程に則って適切に処理されたい。	決裁区分の誤りについては、システム上の設定に誤りがわかりましたので修正します。	令和7年8月予定
	「No.000249-001:液体硫酸アルミニウム4月分」並びに、「No.000248-001:直方市浄水場管理棟清掃業務委託4月分」に関して、対価の支払の時期が、支払請求を受けた日から30日を超過している。	政府契約の支払遅延防止等に関する法律の主旨に則って適切に処理されたい。	支払の時期が、支払請求を受けた日から30日を超過している件につきましては、職員の異動等で経理への請求書の提出及び経理の例月分の支払事務の確認が遅れたためです。職員の異動等による確認もれを無くすため、リスト化による水道管理課での毎月の支払いチェックを行います。	令和7年7月